

「食育実践優良法人」ロゴマーク使用規約

令和7年7月18日策定

1. 目的

「食育実践優良法人」ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）は、「食育実践優良法人顕彰制度」の「食育実践優良法人」に認定された法人等（以下「認定法人」という。）が、「食育実践優良法人」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマークについて

- (1) ロゴマークは、別紙「食育実践優良法人 LOGO GUIDELINE」（以下「ロゴガイドライン」という。）に掲げるものとし、使用に当たっては、ロゴガイドラインに示されているルールを遵守の上、使用してください。
- (2) ロゴマークは、「食育実践優良法人」のシンボルとして作成したのですが、認定年度によって記載される西暦の表示が変わります。

3. ロゴマークの使用

- (1) 認定法人は、認定年度の西暦が記載されたロゴマークを使用して広報活動を展開することができます。ただし、その用途は従業員、求職者、取引先等のステークホルダーに対し、企業情報を紹介する場合に限られ、以下の用途で使用することはできません。
 - ア. 認定法人が提供する商品やサービスの品質を保証・担保するかのように用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤認を与えるおそれのあるもの。
 - イ. 法令や公序良俗に反する、又はそのおそれのあるもの。
 - ウ. 前各号に掲げるもののほか、農林水産省が不適切と認めた場合。
- (2) 認定法人は、「食育実践優良法人」に認定された日以降、ロゴマークを無償で 사용할ことができます。
- (3) 認定法人は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡又は代理使用させることはできません。
- (4) 認定法人は、ロゴマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該認定法人がその損害について全責任を負うものとします。
- (5) 農林水産省、食育実践優良法人顕彰事務局（以下「事務局」という。）、認定法人以外の者は、原則としてロゴマークを使用することができません。ただし、「食育実践優良法人」の取組を広報することを目的として、報道機関等が使用する場合など、農林水産省の許諾がある場合には、この限りではありません。

4. ロゴマークの使用期間

認定法人によるロゴマークの使用は、「食育実践優良法人」に認定された日以降、認定時に

付与されたロゴマークに記載された西暦の翌年の3月31日までとします。

5. 規約の改定

本規約は、農林水産省において、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。

農林水産省が本規約を改定し、使用条件を変更した場合には、既に許諾を行った使用に関しても変更後の規約及び使用条件を適用します。本規約の改定により使用者に不利益が生じたとしても、農林水産省及び事務局は一切の責任を負わないものとします。

6. その他

本規約に定めのない事項については、農林水産省が判断するものとします。

以上